

盛岡市障がい者福祉計画（案）について

平成 26 年 11 月 25 日
保 健 福 祉 部

1 計画策定の考え方

本計画は、すべての市民を対象として、盛岡市や盛岡市民が取り組むべき障がい者施策の方向を定めるものである。

また、障害者基本法第9条第3項に基づく計画であり、盛岡市総合計画の基本目的における保健福祉分野の計画として、関連する諸計画等との整合性を確保しながら策定するものである。

2 基本理念

『障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現』

3 計画の内容

- (1) 計画案の概要 資料1のとおり
- (2) 計画案 資料2のとおり

4 今後のスケジュール

平成 26 年 11 月 25 日	市議会全員協議会への説明
平成 26 年 11 月下旬～12 月	障がい者各団体等への説明
平成 26 年 12 月	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月	盛岡市自立支援協議会, 社会福祉審議会 庁議
3 月	市長決裁

盛岡市障がい者福祉計画（案）

平成27年度～36年度



1

盛岡市障がい者福祉計画（案）について

盛岡市障がい者福祉計画の位置付け

本計画は障害者基本法に基づく計画であり、障がいのある人の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障害者総合支援法に基づく「盛岡市障がい福祉実施計画」は、障がいのある人のニーズ等に基づいた、具体的数値目標を示した実施計画になります。これら2つの計画は、整合性をもって策定されます。

2

1 現在の盛岡市障がい者福祉計画について

(1) 計画の概要

- 計画期間
平成17年度から平成26年度までの10年間
- 基本理念
「ノーマライゼーション」、
「リハビリテーション」
- 基本目標
「完全参加と平等」

3

(2) 現計画の成果と課題

① 成果

- 障がい福祉サービスの充実と社会参加の促進
- 特に、就労継続支援事業の充実
- 中核市の移行に伴う施設の指定・監査業務移管に伴う、身近で適切な助言

② 課題

- 賃金や工賃の上昇支援
- 障がい者本人や親等家族の高齢化の進行への対応
- 障害者総合支援法施行による発達障害、難病患者への対応
- 障がい者の権利擁護及び障害者差別解消法への対応
- 東日本大震災等の被災経験を基にした暮らしの安全・安心

4

2 新しい盛岡市障がい者福祉計画（案）について

(1) 計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間

(2) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の目的にのっとり、本計画の基本理念を「障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」とする。

5

(3) 計画の基本目標

基本理念を実現させるため、次の目標を設定します。

- ①お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現
- ②社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現
- ③自分らしく安心して暮らせる生活の実現

6

(4) 施策の体系（基本的施策）

- I 障がい者理解の促進
- II 相談支援体制の充実 (新規)
- III 保健・医療の充実
- IV 教育・療育の充実
- V 社会参加及・交流の促進
- VI 就労・経済的自立への支援の充実
- VII 障がい福祉サービスの充実
- VIII ひとにやさしいまちづくりの促進
- IX 暮らしの安全・安心 (新規)
- X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進 (新規)

7

(基本的施策)

I 障がい者理解の促進

●課題

- ・障がい理解の効果的啓発方法の工夫
- ・学校での福祉教育の充実
- ・ボランティア育成と組織強化

●施策の方向

- ・啓発広報
- ・福祉教育の推進
- ・ボランティア活動への支援

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者市民意識調査において、障害福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合	63.5%	80%

8

(基本的施策)

Ⅱ 相談支援体制の充実

(新規)

●現状

- ・障害のある人の相談相手が相談専門機関の割合が低い
- ・サービス等利用計画書の作成ニーズの急増
- ・相談支援専門員や相談支援事業所相互のノウハウの積み上げ

●課題

- ・相談専門機関の活用不足
- ・相談支援専門員の不足
- ・基幹相談支援センター※の整備

※基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行いながら、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

(基本的施策)

(Ⅱ 相談支援体制の充実)

(新規)

●施策の方向

- ・相談支援体制の整備

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H26.4.1)	目標 (H36)
市内の指定特定相談支援事業所数	16事業所	30事業所
市内の指定障害児相談支援事業所数	11事業所	20事業所
市内の相談支援専門員の数	22人	50人
障がいのある人の相談機関のうち相談支援事業者と回答する人の割合 (表6)	4.3%	30%

(基本的施策)

Ⅲ 保健・医療の充実

●課題

- ・障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見・早期療育
- ・精神障害者に対する正しい理解の促進と相談支援体制の充実
- ・難病患者や高齢障がい者に対する在宅医療の支援

●施策の方向

- ・障がいの発生予防と早期発見・早期療育
- ・精神保健施策の推進
- ・難病対策の推進
- ・在宅医療の充実

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
悩みや問題を抱えたとき相談できるところ(人や場所)を知っている人の割合を上げる	72.2%	80%

11

(基本的施策)

Ⅳ 教育・療育の充実

●課題

- ・障がいの早期発見と支援の充実
- ・発達支援の充実
- ・相互理解につながる学習の場の提供
- ・児童発達支援センターの充実と施設の在り方の見直し

●施策の方向

- ・療育の充実
- ・教育の充実
- ・生涯学習環境の充実

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数	25回/年	50回/年

12

(基本的施策)

V 社会参加・交流の促進

●課題

- ・バス・タクシー等交通手段の費用負担の軽減
- ・障がい者スポーツの理解・周知・参加
- ・障がい者アートの推進
- ・障がいのある人も参加できる地域イベントでの配慮の推進
- ・地域における障がい理解の推進

●施策の方向

- ・社会参加のための支援
- ・スポーツ・文化活動の推進
- ・地域活動の推進

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者アンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合	23.9%	30%

13

(基本的施策)

VI 就労・経済的自立への支援の充実

●課題

- ・福祉的就労の支援の充実
- ・就労支援事業所の工賃アップ
- ・一般就労に向けた支援の充実

●施策の方向

- ・就労への支援
- ・経済的支援の充実

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者アンケートにおいて、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合	26.3%	40%
障害者雇用率	1.74% [※]	2.0% (H31)

※ 盛岡公共職業安定所管内

14

(基本的施策)

VII 障がい福祉サービスの充実

●課題

- ・利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- ・重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実

●施策の方向

- ・障がい福祉サービスの充実
- ・障がい児施策の充実
- ・苦情解決への対応

15

(基本的施策)

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

●課題

- ・計画的な公共施設・公共交通のバリアフリー化
- ・障がい特性に応じた情報提供の推進
- ・コミュニケーション支援を行う人材の育成・確保

●施策の方向

- ・施設等のバリアフリーの推進
- ・情報バリアフリーの推進

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合	27.2%	40%

16

(基本的施策)

IX 暮らしの安全・安心

(新規)

●課題

- ・避難行動要支援者名簿登録制度の周知と登録の普及
- ・消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援体制の整備

●施策の方向

- ・災害時の支援体制の充実
- ・消費生活問題等の防止と支援体制の充実

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者福祉避難所の数	7箇所	15箇所

17

(基本的施策)

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

(新規)

●現状

- ・「障害者差別解消法」等への対応の遅れ
- ・権利擁護施策の不足
- ・複雑かつ困難な事案の多い障がい者虐待防止に係る体制の遅れ

●課題

- ・障害者差別解消法に基づく差別解消の推進
- ・成年後見制度についての周知啓発と人材育成
- ・虐待等への対応における庁内外の関係機関・団体との連携体制の構築

18

(基本的施策)

(X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進)

(新規)

●施策の方向

- ・差別解消の推進
- ・障がい者の権利擁護

●施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、いやな思いをしたことが「まったくない」と答えた人の割合	50.2%	60%
市民後見人の登録人数	0人	50人

19

(5) 計画の推進

計画の推進に当たっては、市民、地域、企業、福祉関係機関、行政が協力し合うことが必要です。

そのためには、次のような役割が求められる。

○ 市民、地域の役割

- ・お互いの人格や個性の尊重
- ・地域の一員として誰もが参加しやすい地域づくり
- ・地域住民やNPO、ボランティアによる支援、協力体制の整備

○ 障がいのある人の役割

- ・社会経済活動、地域社会への積極的な参加
- ・主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

20

(計画の推進)

○ 企業の役割

- ・ 障害のある人の雇用に向けての積極的な取り組み
- ・ 組織を活用した積極的なボランティア活動の展開
- ・ 製品，事務所，店舗等建物，交通等に関するユニバーサルデザインの推進
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

○ 医療・福祉関係機関の役割

- ・ 情報の提供，相談支援
- ・ 地域のニーズに応じたサービスの展開，開発
- ・ 人材の育成

21

(計画の推進)

○ 市の役割

- ・ 国や県，盛岡市広域圏障害者自立支援協議会，盛岡市自立支援協議会との連携
- ・ サービス基盤の整備
- ・ 相談支援，サービス利用に関するニーズの発見，サービス調整
- ・ 福祉サービス等の適正実施に関する指導
- ・ バリアフリー，ユニバーサルデザインの推進
- ・ 市民・企業・関係機関との連携，協働
- ・ 障がいのある人の生活状況，ニーズの把握のための当事者及び関係団体等との定期的な意見交換の実施
- ・ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく物品等の調達
- ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の率先実施

22

(6) 進行管理

計画の実効性を確保するため、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会へ毎年実施状況を報告を行い、意見を伺いながら進行管理を行う。

また、中間年度の平成31年度に計画を見直し、後期計画として実施する。

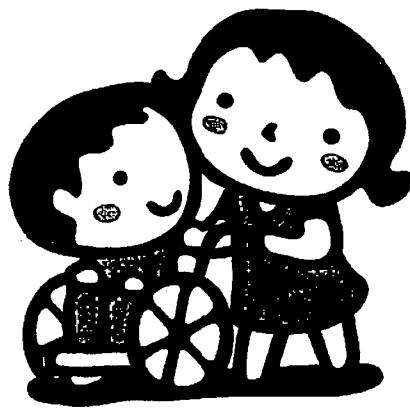
3 今後のスケジュール

平成26年11月下旬	障がい者各団体等意見交換会
平成26年11月下旬	市議会全員協議会
平成26年12月	パブリックコメントの実施
平成27年2月	盛岡市自立支援協議会、 社会福祉審議会
平成27年3月	市長決裁

盛岡市障がい者福祉計画

(案)

平成27年度～平成36年度



平成27年 月
盛 岡 市

目 次

はじめに

I 盛岡市障がい者福祉計画策定の背景	1
1 障がい福祉を取り巻く動向	1
2 盛岡市の取組み	3
II 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け	4
III 計画期間	5

第1章 総論

I 計画の基本理念	6
II 計画の目標	6
III 施策の体系	7

第2章 各論

I 障がい者理解の促進	8
1 啓発広報	9
2 福祉教育の推進	9
3 ボランティア活動への支援	10
II 相談支援体制の充実	11
1 相談支援体制の整備	12
III 保健・医療の充実	13
1 障がいの発生予防と早期発見・早期療育	14
2 精神保健施策の推進	14
3 難病対策の推進	14
4 在宅医療の充実	14

IV	教育・療育の充実	16
	1 療育の充実	17
	2 教育の充実	17
	3 生涯学習環境の充実	18
V	社会参加・交流の促進	20
	1 社会参加のための支援	21
	2 スポーツ・文化活動の推進	21
	3 地域活動の推進	21
VI	就労・経済的自立への支援の充実	23
	1 就労への支援	24
	2 経済的支援の充実	24
VII	障がい福祉サービスの充実	26
	1 障がい福祉サービスの充実	26
	2 障がい児施策の充実	27
	3 苦情解決への対応	28
VIII	ひとにやさしいまちづくりの促進	29
	1 施設等のバリアフリーの推進	30
	2 情報バリアフリーの推進	30
IX	暮らしの安全・安心	32
	1 災害時の支援体制の充実	32
	2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実	33
X	障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	34
	1 差別解消の推進	35
	2 障がい者の権利擁護	35

第3章 計画の推進

1	期待される役割	37
2	計画の評価	38

資料編（調整中）

- 1 本市の障がい者の状況
- 2 各取組内容の活動内容.....
- 3 アンケートの結果 39
- 4 用語解説.....

はじめに

I 盛岡市障がい者福祉計画策定の背景

1 障がい福祉を取り巻く動向

平成18年（2006年）国連総会において、障がいのある人の個々の人権と基本的自由を確保し、促進することを目的とする、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）が採択され、平成20年（2008年）から発効したことから、国では条約批准に向け関係法の整備に取り組み、平成26年（2014年）1月に国連において日本の条約批准が承認されました。

この間、平成18年（2006年）4月には、障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう支援することを目的とする「障害者自立支援法」が施行されました。障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障がい者の福祉サービスが一元化されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化、明確化が図られ、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みが創設され、障がい者福祉サービスは大きく拡充されました。

平成23年（2011年）には、障害者基本法が改正され、障害者の自立と社会参加に加えてすべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした改正が行われました。

岩手県では、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成29年度（2017年）を目標年次とした、「共に生きるいわて」を目指す「岩手県障害者プラン」を策定しました。6月には障がい者差別禁止条例である「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が施行されました。

国では、平成24年（2012年）10月には、高齢者虐待防止法・児童虐待防止法に続き、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定

め、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

平成25年4月には、障害者基本法の改正を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）が施行され、難病患者等が障がい者の範囲に加わり福祉サービス受給の対象となったほか、重度訪問介護の対象範囲の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。また、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を推進し、障害者就労施設や在宅で就労する障害者等の自立を促進することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優調達推進法」）も施行され、国・県・市町村が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう定められました。

また、平成25年（2013年）6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が公布され、国や県・市町村等に障害者差別対策に取り組むことを求めています。

国においては平成25年（2013年）9月には新しい障害者基本計画も策定され、社会情勢の変化に対応するため、これまで10年間であった計画期間5年期間とし、障がい者の地域社会での共生や差別禁止など、改正障害者基本法に基づく計画が策定されました。

岩手県においても平成26年（2014年）2月に、障害者総合支援法の施行、東日本大震災を踏まえた災害への備え、被災地の心のケアについての項目を追加した「岩手県障害者プラン」の見直しが行われました。

2 盛岡市の取組み

市では、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする「盛岡市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実に努めてきました。この間、市は平成18年（2006年）1月に玉山村と合併し、平成20年（2008年）4月には中核市へ移行しました。

中核市への移行に伴い、平成24年度（2012年度）から市内に事業所を置く障がい者施設の指定・監査業務が県から移管されました。このことにより、事業所の設置に係る相談や、事業内容の監査を行っていますが、担当者の障がい福祉施策への理解が深まり、障がい福祉サービスや障がいのある人からの就労相談等についても、より障がいのある人に寄り添った助言が行えるようになりました。

以前、常に不足していた通所サービスについては、特に障がいのある人の福祉的就労の場である就労継続支援施設の充実ぶりは著しく、障がいのある人の日中活動の状況は大きく改善されました。さらにグループホームや居宅介護実施事業所についても着実に増えており、障がいのある人の地域生活に必要なサービスも年々充実されていますが、重度の障がいのある人向けのサービスについては、要望に対応し切れていない状況にあります。

また、障害者差別解消法制定に伴う障がい者差別禁止や、東日本大震災を教訓とした災害対応などの施策でも不十分な状況も見られることから、今後、これらの見直しを行い、障がい者施策の一層の充実を図ります。

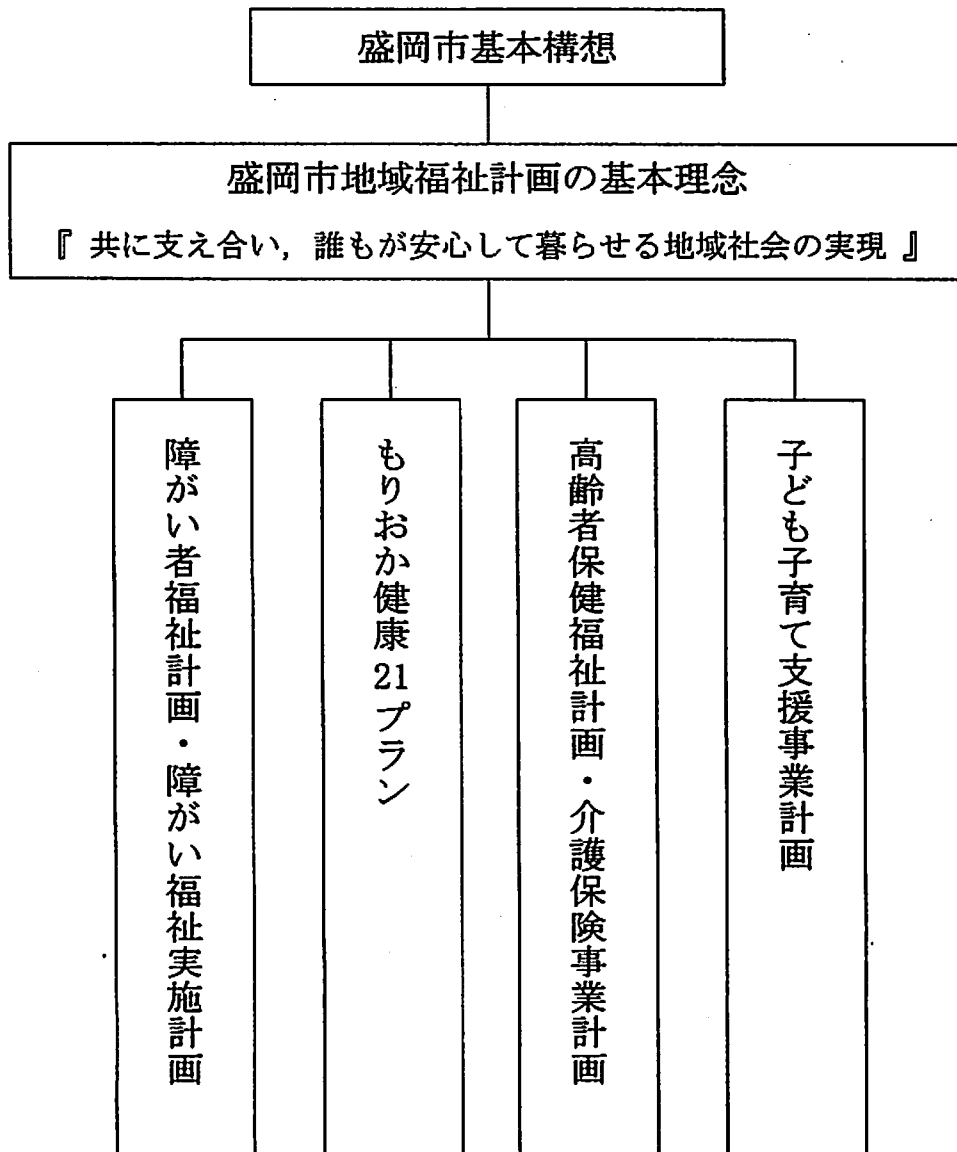
II 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け

本計画は、「盛岡市基本構想」の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」に基づき、「盛岡市地域福祉計画」の理念をもとに関連する福祉諸計画との整合性を確保しながら策定しています。

また、本計画は障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に基づく計画であり、障がいのある人の施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画です。

一方、障害者総合支援法に基づく「盛岡市障がい福祉実施計画」は、障害福祉サービスなどの事業について、障がいのある人のニーズ等に基づいたサービスの見込量確保のため、具体的数値目標を示した実施計画となります。

これら 2 つの計画は整合性をもって策定されます。



Ⅲ 計画期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10カ年とし、中間年度（平成31年度（2019年度））に見直しを行います。

なお、本計画は、現在の福祉制度の枠組みの中で、盛岡市の障がいのある人の施策の充実について方向付けを行うものであり、制度改正等があった場合には、柔軟見直しを行います。

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度
障害者総合支援法	⇒第4期実施計画⇒			⇒第5期実施計画⇒			⇒第6期実施計画⇒			第7期
障害者基本法	⇒ 盛岡市障がい者福祉計画 ⇒									

第1章 総論

I 計画の基本理念

障がい者施策は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共に生きる地域社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画は、すべての市民を対象として、盛岡市や盛岡市民が取り組むべき障がい者施策の方向を定めるものとします。

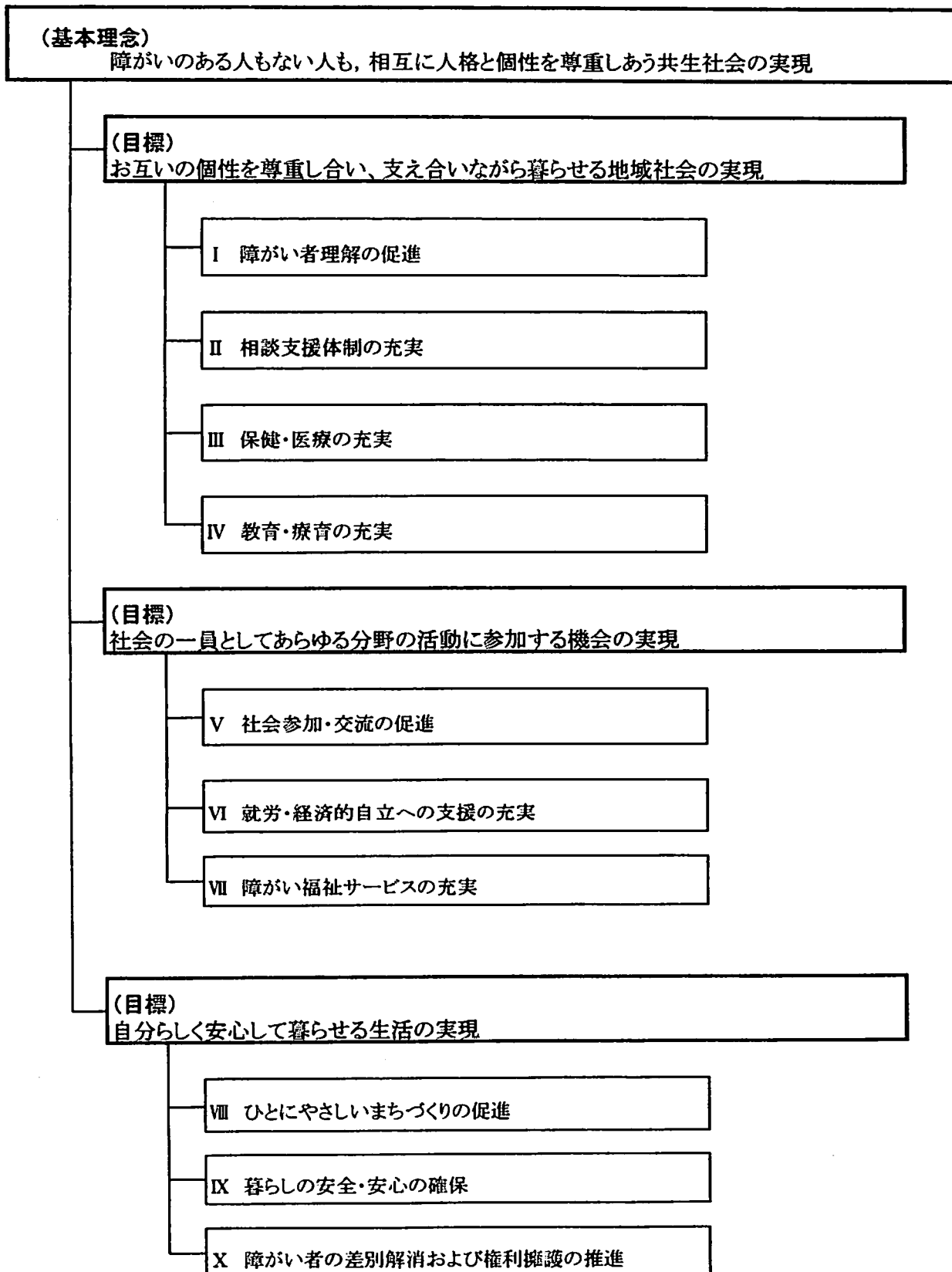
障がいのある人もない人も
相互に人格と個性を尊重しあう
共生社会の実現

II 計画の目標

基本理念を実現するため、次の目標を掲げるものとします。

- (1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現
- (2) 社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現
- (3) 自分らしく安心して暮らせる生活の実現

III 施策の体系



第2章 各論

I 障がい者理解の促進

現状と課題

障がいのある人が地域社会の中で生活していくためには、地域に暮らす住民の一人ひとりが障がいについて十分に理解をし、障がいのある人への配慮を行うことが必要です。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査の結果をみると、障がいがあることで差別を受けたことや、いやな思いをしたという回答中、「よくある」と「全くない」は若干改善されていますが、「時々ある」は増加しており、いまだに障がいのある人に対する偏見や誤解があると思われます（表1）。特に発達障がい者の場合、「よくある」と感じる割合が他の障がいのある人の2倍以上あります。

また、「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」（以下、「障がい者市民意識調査」）では、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」という回答が42.1%であり、前回調査時よりは減少したものの、障がい者理解は十分ではありません（表2）。

障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるため、一層の理解・啓発活動への取り組む必要があります。

障がい者市民意識調査では、障がいに対する理解を得るために、「学校での福祉教育の充実」や「障がいのある人が生活できるよう、環境整備を図る」、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」が必要と回答がありました（表3）。

障がいや障がいのある人の理解には特に福祉教育が重要とされており、継続した取り組みが必要です。

障がいや障がいのある人の理解が進むと、理解者として障がいのある人との関係の中でボランティア活動からの関わりへの展開が見られます。障がい者市民意識調査では、障がい者福祉への関心について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人を合せると63.5%と高い割合で関心がもたれています（表4）。平成28年（2016年）10月に開催される第16回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて大会）を契機に多くの方のボランティアの活動が期待されることから、この機会にボランティアの育成を図る必要があります。

課題

- ・ 障がい理解の効果的啓発方法の工夫
- ・ 学校での福祉教育の充実
- ・ ボランティア育成と組織強化

施策の方向

1 啓発広報

障がいのある人もない人も互いに尊重し合いきる地域社会を目指すには、障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めることが必要であり、広報等の情報媒体の活用や、障がい疑似体験等を通じて障がいのある人の立場を少しでも理解できるよう啓発活動に努めます。

施策	No	取組内容
啓発広報	1	広報等の媒体を利用した啓発
	2	パンフレットの作成、配布
	3	障がい疑似体験の実施
	4	出前講座の実施
	5	障がいをテーマとしたフォーラムの開催
	6	芸術文化活動の発表の場の確保

2 福祉教育の推進

全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育や、障がいがある人との交流を図るとともに、地域社会や就労先においても、障がいがある人が活動しやすい環境に配慮できるよう、福祉に関する学習の機会を作ります。

施策	No	取組内容
福祉教育の推進	7	集団保育による交流促進
	8	児童生徒の障がい者理解の促進
	9	高齢者のための障がい福祉理解の促進
	10	生涯学習による理解の促進

3 ボランティア活動への支援

障がいのある人が地域活動へ参加するため、点訳[※]・朗読・手話・要約筆記等の活動に関する市民の理解と関心を深めるとともに、これらのボランティアの育成を図ります。

施策	No	取組内容
ボランティア活動への支援	11	小・中学生や市民のボランティアの意識啓発
	12	ボランティア団体との情報交換の実施

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者市民意識調査において、障害福祉に「非常に興味がある」、 「ある程度興味がある」と答えた人の割合	63.5%	80%

Ⅱ 相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには抱えている不安の解消が大切です。

障がいのある人とその家族が抱えている不安は、障がい者の暮らしについてのアンケートによると「健康」や「経済的なこと」についてとの回答が多く寄せられています。主な相談相手は家族や友人といった割合が高く、不安解消につながる適切な情報提供や助言、医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員の利用が低くなっています（表5・表6）。

盛岡市の障がいがある人の一般相談支援業務については、盛岡広域圏8市町共同で、5団体に委託していますが、平成25年（2013年）4月に施行された「障害者総合支援法」では、全ての障がい福祉サービスの利用者について、平成27年（2015年）4月からサービス等利用計画の作成が義務付けられます。

この計画を作成する相談支援専門員へのニーズは急増しており、従事者不足からサービス等利用計画は、セルフプランの割合が高くなっています。このような状況から、一般相談を含めた相談支援体制の整備や盛岡広域での相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターの整備が求められています。

また、新しく活動を始めた専門員も多いことから相談支援事業所相互あるいは関係機関との連携について、ノウハウの向上などの積み上げが課題となっています。

課題

- ・相談支援専門機関の活用不足
- ・相談支援専門員の不足
- ・基幹相談支援センターの整備

施策の方向

相談支援体制の整備

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいのある人の抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるような相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援専門員の問題対応能力の向上につながる取り組みを行います。

施策	No	取組内容
相談支援体制の整備		相談窓口の充実 計画相談支援体制の充実 基幹相談支援センターの設置 相談支援専門員相互の情報交換の機会の拡充

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H26.4.1)	目標 (H36)
市内の指定特定相談支援事業所数	16事業所	30事業所
市内の指定障害児相談支援事業所数	11事業所	20事業所
市内の相談支援専門員の数	22人	50人
障がいのある人の相談機関のうち相談支援事業者と回答する人の割合 (表6)	4.3%	30%

Ⅲ 保健・医療の充実

現状と課題

医療の高度化に伴い、様々な種類の疾病や障がいの程度がよりの確に診断できるようになった一方で、障がいのある人や家族にとって必要な、疾病や障がいに対する正しい知識を選択することができず、必要な支援を受けられないでいるケースがあります。

乳幼児等の場合は、障がいの早期発見と早期療育が求められており、乳幼児健康診査体制の充実や乳幼児と保護者への適切な支援、療育[※]に携わる専門スタッフとの連携を強化した、療育体制の充実が課題となっています。

成人の場合は、市民一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」という認識を持って健康づくりに取り組むことが大切であり、障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病の発症を予防し、健康状態の維持や重症化予防に努めるよう取り組んでいく必要があります。また、在宅の障がいのある人に対しても、わかりやすい保健・医療・福祉情報の提供が求められます。

次に、平成20年4月の中核市への移行に伴い、県から精神保健業務及び難病対策業務の一部が移譲されました。精神保健業務では、精神障がい者が地域で自立して生活するための支援体制が求められています。併せて精神障がい者に対する正しい理解の促進と、市民の心の健康づくりに関する知識の普及、啓発も課題となっています。

難病対策業務では、難病患者に関する特定疾患医療受給者証交付者数が、年々増加する傾向にあります。さらに、平成27年中には指定難病が約300疾患に増えることが決まり、対象患者数が増加となる見込みです。疾病要支援難病患者や医療依存度の高い在宅難病患者も多いことから、療養上の不安の軽減を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援の充実が課題となっています。

また、障害のある高齢者の増加医療を受ける必要性のある人が増加する一方で、一人では通院が困難な障がいのある人が増えており、在宅医療の対象者が今後も更に増加することが見込まれます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されることが求められています。

【課題】

- ・障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見・早期療育
- ・精神障害者に対する正しい理解の促進と相談支援体制の充実
- ・難病患者や高齢障がい者に対する在宅医療の支援

施策の方向

1 障がいの発生予防と早期発見・早期療育

障がいの発生につながる生活習慣病の予防と重症化の予防、障がいの早期発見、身近な地域で適切な療育やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。

施策	No	取組内容
障がいの発生予防と早期発見・早期療育		乳幼児総合診査の推進 保健指導の推進 感染症予防の推進

2 精神保健施策の推進

心の病気は誰にでも起こり得る病気であり、心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域で自立した生活を送ることが出来るよう、生活支援や就労支援の充実に努めます。

施策	No	取組内容
精神保健施策の推進		精神障がい者に対する正しい理解の促進 地区精神保健活動の充実 心の健康に関する相談・支援体制の充実 社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実

3 難病対策の推進

難病患者に対する相談窓口を開設し、情報提供や相談支援を行うことにより、難病患者の自立と在宅療養の支援を行います。

施策	No	取組内容
難病対策の推進		在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施 居宅生活支援による自立と社会参加の促進 要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供

4 在宅医療の充実

医療保険制度の改正や医療技術の向上や障がい福祉サービスの充実により、医療機器を装着した状態で在宅生活をしている障がいのある人が増加しています。住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心した暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携を進め、在宅医療の充実に努めます。

施策	No	取組内容
在宅医療の充実		医療機関、訪問看護ステーション等による訪問医療、訪問看護の充実 保健・医療・福祉の連携による支援の推進

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
悩みや問題を抱えたとき相談できる場所（人や場所）を知っている人の割合を上げる	72.2%	80%

※第2次もりおか健康21プラン目標

IV 教育・療育の充実

現状と課題

障害者基本法においては、障がいのある児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならないとされています。

障がいのある子どもに対する教育・療育にあたっては、障がいを早期に発見し、保護者に障がいの認知を促しながら、障がいのある児童・生徒の様子に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った指導・支援を行ってきました。

近年、自閉スペクトラム症などの発達障がいのある児童・生徒への指導・支援の必要性が高まってきており、福祉・保健・教育・医療等の各機関が連携した指導・相談支援体制の確立等が求められています。

また、障がいのない人が様々な障がいのある人々について、学校教育、地域活動、生涯学習を通して、お互いを理解することも大切となっています。

なお、児童発達支援センター盛岡市立ひまわり学園は、定員50名で障がい児発達支援事業等を行ってきましたが、毎年定員を超える入園希望があり、全員の受け入れが困難な状況となっていることや、施設建設から30年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、施設の在り方等の見直しを始めます。

【課題】

- ・障がいの早期発見と支援の充実
- ・発達支援の充実
- ・相互理解につながる学習の場の提供
- ・児童発達支援センターの充実と施設の在り方等の見直し

施策の方向

1 療育の充実

障がい早期に確認し、保護者に障がい認知・受容を促しながら、障がいのある児童に適した生活・学習指導等を行うことにより、児童の持っている可能性を最大限に伸ばすとともに、障がいのない児童との交流を通して成長を促すよう努めます。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある児童を抱える保護者等の子育てに関する不安を、少しでも取り除く相談・支援体制づくりに努めます。

施策	No	取組内容
乳幼児の療育の充実		母子通園事業の充実 障がい児通所事業（ひまわり学園）の充実と在り方の見直し おもちゃ図書館事業の推進 ペアレントトレーニングの充実

心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、総合診査・親子教室事業との連携により乳幼児の発達を促すため、保護者への親子のかかわり方や、療育上の不安解消等を図るよう、相談・助言を行います。

施策	No	取組内容
保育所・幼稚園との連携の強化		障がい児保育・障がい児教育の理解の促進 関係機関の連携による相談・支援体制の充実

障がいのある子どもも、障がいのない子どもと地域で暮らしながら保育所、幼稚園での保育・教育が受けられるよう、受け入れ体制の充実に努めます。

2 教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、子どもが、授業内容が分かり、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるような体制づくりに努めます。

施策	No	取組内容
就学期における相談・支援体制の充実		教育相談等資料の活用 教育相談の充実 「就学支援シート」の作成・活用

学校と保護者の共通理解を図るために、子どもの教育的ニーズに即応した事前の情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

施策	No	取組内容
就学後の相談・支援体制の充実		相談体制の充実 地域資源を活用した指導・支援の充実 進路・就労支援の充実 盛岡市障がい児教育推進協議会の充実 交流及び共同学習の推進

特別支援教育校内委員会等を設置し、子どもの様子の変化等を踏まえた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、継続的な相談・支援体制の充実に努めます。

3 生涯学習環境の充実

体験学習等を通じて相互理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も生涯にわたって受講できる各種講座の開催を推進します。

施策	No	取組内容
各種講座・体験学習の充実		盛岡市出前講座の活用

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数	25回/年	50回/年

V 社会参加・交流の促進

現状と課題

障がいのある人が地域の一員として自立した社会を実現するために、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣や精神障がい者の通所交通費の助成などにより社会経済活動への参加を推進してきましたが、障がい者の暮らしについてのアンケートでは、外出を週1回以上すると回答した人が81.6%を占めており、「まったく外出しない」と回答した人は4.8%と前回調査の11.4%から半減しています（表7）。

盛岡市障がい者スポーツ大会の開催や障がいのある人の作品展示など、スポーツ文化活動を推進してきましたが、障がいのある人の芸術作品について「ボーダーレスアート」として国内外で評価されるようになり、海外の美術館で展示・紹介される作家も現れています。

障がい者の暮らしについてのアンケートでは、スポーツ・趣味の活動については、「活動している」と回答している人は微増であり、「障がいのためできない」は22.4%に半減しています。また、「活動していない」は42.4%に倍増していますが、活動したくない人が含まれていることから、今後の働きかけによっては活動が期待できます（表8）。

障がいのある人の地域活動を促進するために、地域生活支援事業による地域との交流や、障がいのある人への理解促進によって障がいのある人とない人とが気軽に触れ合える環境づくりによる参加しやすい地域活動を推進してきました。

障がい者の暮らしについてのアンケートでは、地域の行事への参加について「よく参加している」「ときどき参加している」は増加しており、「ほとんど参加していない」「参加したことがない」は減少していますが、依然として約6割の回答でした（表9）。

徐々に地域活動への参加が進んでいますが、今後も引き続き取り組む必要があります。

【課題】

- ・バス・タクシー等交通手段の費用負担の軽減
- ・障がい者スポーツの理解・周知・参加
- ・障がい者アートの推進
- ・障がいのある人も参加できる地域イベントでの配慮の推進
- ・地域における障がい理解の推進

施策の方向

1 社会参加のための支援

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した次の支援を行います。

施策	No	取組内容
社会参加のための支援		同行援護の派遣や身体障害者補助犬 [※] の給付 手話通訳者・要約筆記奉仕員による聴覚障がい者のコミュニケーション支援 視覚障がい者、聴覚障がい者の生活訓練のための講座の開催（IT機器の利用講座など） 重度身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の移動支援のためのタクシー券助成の充実 重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施 身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成 リフト付福祉バスの利用促進 公共交通機関による障がい者割引制度の充実 精神障がい者が障害福祉サービス提供事業所に通所する交通費の一部助成 障がい者福祉施設利用による社会参加への支援

2 スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人の社会参加と自己実現の可能性を促進するため、スポーツ・芸術文化活動の一層の推進に努めます。

施策	No	取組内容
スポーツ・文化活動の推進		盛岡市障がい者スポーツ大会の実施 スポーツ活動の推進 希望郷いわて大会を通じた障がい者スポーツの理解の促進 芸術文化活動の推進 盛岡市障がい者芸術祭の開催

3 地域活動の推進

障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、市民一人一人が共に支え合うことが大切であり、障がい特性に合わせた配慮がなされるよう地域や障がい者団体等との連携により理解を進め、障がいのある人も地域活動に参加しやすくなるように努めます。

施策	No	取組内容
地域活動の推進		障がいのある人の地域活動への参加の促進 障がいのある人についての理解の拡大

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者アンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合	23.9%	30%

VI 就労・経済的自立への支援の充実

現状と課題

障がい者の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労のほか、一般就労に向けた取組も必要であり、就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月（2013年4月）から民間企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。

盛岡公共職業安定所管内の障がい者雇用率は、平成23年が1.66%、平成24年が1.68%、平成25年1.74%となっており、毎年増加はしているものの「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている障害者法定雇用率を達成できていない状況となっています（表10）。

また、平成25年の就労支援事業所における工賃は、県平均が17,960円で、県の目標値17,600円を達成していますが、盛岡広域管内の平均工賃は14,816円で、まだまだ低い水準にあり、工賃のアップが課題となっています。

障がい者の暮らしについてのアンケートから、障がいのある人の就労の状況をみると、収入を伴う仕事をしている人が、380人（26.3%）、仕事をしていない人が606人（41.9%）、未回答が459人（31.8%）となっており、平成20年度（2008年度）に比べて6.4%増えており、5年前に比べて就労系の事業所が増えたことを裏付ける結果となっています（表11）。

また、雇用・就労を促進する施策を望む声も依然として高い水準を保っていますが、平成20年の調査と比べると、発達障がいを除き全障がいで微減となっています（表12）。これは収入を伴う仕事をしている人が増加したというプラスの側面と、景気低迷による企業の雇用意欲の低下によるマイナスの側面の両方が影響を与えたものと考えられます。

一方で、発達障がい者が雇用・就労の促進を望む声は、62.1%と高い水準となっており、就労相談の充実が課題となっています。

【課題】

- ・福祉的就労の支援の充実
- ・就労支援事業所の工賃アップ
- ・一般就労に向けた支援の充実

施策の方向

1 就労への支援

障がいのある人が、一人ひとりの能力・適正に応じた就労の場に就けるよう相談支援活動を充実させるとともに、就労後の職場定着・継続就労を支援します。

施策	No	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労支援の充実 ・一般就労に向けた支援の充実 		盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援分科会との連携 就業相談の充実 就業定着への支援 自営業者等に対する支援 福祉的就労事業所への支援 工賃アップに向けた支援の充実 物品等の優先調達推進 障がい者雇用に関する啓発の推進

2 経済的支援の充実

障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、障害年金や各種手当、重度心身障害者医療費等の助成制度があり、制度の周知について徹底を図ります。

施策	No	取組内容
経済的支援制度の周知		障害年金制度、特別障害者手当等の制度の周知徹底

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者アンケートにおいて、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合 (表11)	26.3%	40%
障害者雇用率 (法定雇用率 2.0%) (表 10)	1.74%	2.0%

Ⅶ 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

措置制度から契約制度（支援費制度，障害者総合支援法）への制度移行に伴い，サービス対象者が拡大され，対象サービスも増えるなど障がい者福祉サービスは飛躍的に充実されてきています。長期に渡って入所施設や入院病棟で生活していた障がいのある人達の地域移行も進みつつあります。

障がい者の暮らしについてのアンケートでは，充実してほしいサービスとして，グループホーム（アンケートではケアホームとグループホーム）が14.1%，施設入所8.3%，居宅介護8.2%，短期入所7.2%の順で回答が多くなっており，生活の場の確保に関するニーズが高いものとなっています。また，日中活動としては療養介護6%，生活介護6%の回答が多くあり（図1），ニーズを踏まえたサービスの拡充が求められます。

特に重症心身障がい者等，医療的ケアが必要な障がいのある人を受け入れることができる事業所が限られていることから，関係機関と協議し受け入れ事業所の拡大が求められています。。

また，障がい福祉サービスに関する苦情については，各福祉施設にも窓口が設けられているほか，岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査，あっせんを行うことになっています。盛岡市においては，事業所の指定権者として指導を行い，苦情等の解決にも取り組んでいます。

【課題】

- ・利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- ・重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実

施策の方向

1 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの見込量については，盛岡市障がい福祉実施計画で定めることとしますが，グループホームと短期入所の充実については，各事業者へ障がいのある人の要望の情報提供を行い，事業実施の助言を行うとともに，療養介護や生活介護の実施についても，医療的ケアの必要な障がいのある人の受け入れ事業所を拡大し，サービスの充実

を図ります。

訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう、居宅介護や同行援護などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がい者のニーズを把握しながら充実に努めます。

日中活動系サービスについては、生活介護や就労継続支援などのサービスの適正な提供に努めるとともに、日中一時支援事業などの地域生活支援事業については、在宅障がい者のサービス利用の促進に取り組みます。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう、適正な支給を実施していきます。

障がい者の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、地域生活移行を進めます。

また、民生委員や障がいのある人に支援を行っているボランティア、NPO^{*}等について、定期的な情報交換を行い、障がいのある人への支援について市民と行政が協働して取り組んでいきます。

施策	NO.	取組内容
日常生活を支えるサービス利用の推進		訪問系サービス提供の推進 日中活動系サービス提供の推進 居住系サービス提供の推進 補装具給付の推進 地域移行・地域定着支援の推進
地域生活支援事業の充実		相談支援事業 コミュニケーション支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 訪問入浴サービス 日中一時支援事業 日常生活用具の給付 成年後見制度

2 障がい児施策の充実

特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連

機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージ毎に支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。

施策	NO.	取組内容
障がい児支援の充実		児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 肢体不自由児通所医療 障がい児相談支援 障がい児個別支援ファイルの活用

3 苦情解決への対応

福祉サービス利用の際に利用者からの苦情については、関係機関と連携しながら問題解決にあたるとともに、利用者の権利を擁護するために、相談体制の充実に努めます。

施策	NO.	取組内容
苦情解決への対応		相談体制の充実

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

現状と課題

市では、障がいのある人も障がいのない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、「ユニバーサルデザイン[※]」や「心のバリアフリー」など、ハード、ソフトの両面から取り組んでおり、公共的施設の新築等をしようとする場合には、指導・助言を行っています。

しかし、市内の車いす対応のトイレ整備は徐々に進んできているものの、オストメイトトイレ[※]の整備は、多くの公共施設を除きまだ遅れている状況があります。

また、障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、「外出する際に困ること」について、道路や建物の階段や段差、歩道上の障害物などのほか、交通手段であるタクシー料金の負担や車などに危険を感じている状況であり、外出先でのコミュニケーションの困難性もあるという回答の割合が高く、引き続きひとにやさしいまちづくりの取り組みが必要となっています（表13）。

避難所のバリアフリーについては、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災や、平成25年（2013年）に発生した集中豪雨や台風、平成26年（2014年）に発生した山火事の災害の教訓と、障がい者の暮らしについてのアンケート結果から、障がい者への理解不足や福祉避難所における不安を和らげる対応課題などのソフト面の取り組みも十分に検討を行う必要があります。

障がい者の暮らしについてのアンケート結果では、避難所での生活や医療体制や医薬品の確保等に不安を抱えている人の割合が高く、一方で避難所への移動手段の確保に不安を持つ人や特に不安がない方の割合が減少しており、東日本大震災等の経験から問題をより具体的に意識されるようになったと思われます。（表14）

また、障がいのある人が様々な情報を容易に入手できるよう、一人ひとりの障がい特性に配慮し、スマートフォン等のIT（情報技術）を活用したコミュニケーション支援を含む情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

【課題】

- ・ 計画的な公共施設・公共交通のバリアフリー化
- ・ 障がい特性に応じた情報提供の推進
- ・ コミュニケーション支援を行う人材の育成・確保

施策の方向

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

1 施設等のバリアフリーの推進

身近な生活基盤のバリアフリーの推進については、障がい者が安心して外出できるよう建物の入り口や歩道の段差解消や視覚障がい者用ブロック等の歩行者空間確保に係る指導・啓発、障がい者トイレの環境整備など、施設や道路のバリアフリーを計画的に推進します。

施策	NO.	取組内容
施設等のバリアフリーの推進		ユニバーサルデザインの促進・意識啓発 交通機関・道路のバリアフリーの推進 公共施設・公共空間等のバリアフリーの推進

2 情報バリアフリーの推進

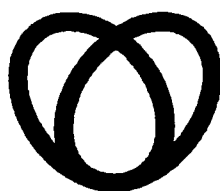
必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリー化を推進します。

「ウェブもりおか」の点字や音声による情報提供やバリアフリーマップの掲載、手話通訳等の人材育成などの意思疎通支援の充実やICT技術の知識の向上と生活の質の向上を図ります。

施策	NO.	取組内容
情報のバリアフリーの推進		情報バリアフリーの普及啓発 点字・声の広報、ホームページによる広報活動の推進 手話講座開催等の意思疎通支援の充実 IT機器を活用したコミュニケーション支援

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合 (表13)	27.2%	40%



バリアフリー新法マーク

Ⅸ 暮らしの安全・安心

現状と課題

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災や、平成25年(2013年)8月と9月に被災した集中豪雨や台風、平成26年(2014年)4月に発生した山火事を教訓として、発災時に障がい者が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう、日頃の備えや地域における防災への取り組みを推進する必要があります。

市では、障がいのある人などが、災害から身を守るために安全な場所へ避難する時に支援を要する人を予め登録し、発災時に対応する避難行動要支援者名簿を作成しています。本制度は同意に基づく登録制度であることから、年間の登録状況は微増にとどまっています。制度の周知についてなお一層の取り組みが必要です。

また、一向に減らない訪問販売や振り込め詐欺、浪費等金銭管理問題を発端とした多重債務など、多様化する消費者トラブルや犯罪被害について、未然に防ぐ取り組みと、事案発生時の速やかな対応を可能とする関係機関の支援ネットワーク体制を再確認する必要があります。

【課題】

- ・避難行動要支援者名簿登録制度の周知と登録の普及
- ・消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援体制の整備

施策の方向

1 災害時の支援体制の充実

地震や洪水等の災害に対し、障がい者、保護者、支援者からは、避難所までの避難、誘導、避難所での障がいのある人への配慮等の対応が求められており、社会福祉施設や医療機関との連携による精神的なケアや、重複障害者、最重度の障がい者等、一人ひとりの障がいの特性にも配慮した救援・救護体制を整備します。

また、障がい特性に対応した福祉避難所の確保や避難環境について計画的整備に努めます。

施策	NO.	取組内容
発災時の支援体制の充実		避難行動要支援者名簿登録者の支援体制の整備 障がい特性に対応した福祉避難所の確保 障がい者避難所環境の計画的整備 発災時サービス利用体制の構築

2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実

複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう、障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクレーリングオフ等速やかに対応できるよう体制を整えます。

盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有・理解によるフレキシブルな予防対応に努めます。

施策	NO.	取組内容
消費生活問題等の防止と支援体制の充実		障がいのある人や相談支援事業者等との消費生活問題についての情報共有 迅速な対応のできる支援体制の強化

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	目標 (H36)
障がい者福祉避難所の数	7か所	15か所

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

現状と課題

国では、障がい者への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約」の発効にあたり、「障害者基本法」を改正し、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めました。さらに障がい者に対する虐待の禁止や、国等の責務を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）を制定し、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が施行されます。

岩手県ではこれらに先駆けて、障がい者への差別を禁止した条例「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定し、先駆的な取り組みが行われており、市では、虐待防止センターを設置するとともに市民フォーラムを開催し、障がいのある人への差別解消へ取り組んでいます。

権利擁護施策の充実については、成年後見制度の円滑な活用に向けて市民後見人入門講座の実施に取り組んでいます。今後は、成年後見センター等の関係機関と連携し、制度の周知啓発を行うとともに、「障害者総合支援法」の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成についてさらに検討する必要があります。

また、障がい者虐待防止に関しては、市の相談窓口を設置しておりますが、障がい者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携を図るための体制の強化が必要です。

【課題】

- ・ 障害者差別解消法に基づく差別解消の推進
- ・ 成年後見制度についての周知啓発と人材育成
- ・ 虐待等への対応における庁内外の関係機関・団体との連携体制の構築

施策の方向

1 差別解消の推進

障がい者が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発します。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドライン等を策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

施策	NO.	取組内容
差別解消の推進		地域や企業における障がいへの理解促進 障害者差別解消法での制度内容の周知及び理解の促進 盛岡市職員対応ガイドラインの策定 市の率先した合理的配慮への取組み 市の相談体制の強化

2 障がい者の権利擁護

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう、市民後見人及び法人後見人育成を促進します。

障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など、障がい者虐待防止を推進します。

また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

施策	NO.	取組内容
成年後見制度の利用促進		成年後見制度等の周知・啓発の推進 市民・法人後見人育成の支援
障がい者の虐待防止の推進		障がい者虐待防止に関する事業の推進 高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化

施策の成果・管理指標

項 目	実 績 (H25)	目 標 (H36)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、いやな思いをしたことが「まったくない」と答えた人の割合 (表15)	50.2%	60%
市民後見人の登録人数	0人	50人

第3章 計画の推進

1 期待される役割

この計画の推進にあたっては、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で互いに協力し合うことが必要です。そのためには、次のような役割が求められます。

○ 市民、地域の役割

- ・ お互いの人格や個性の尊重
- ・ 地域の一員として誰もが参加しやすい地域づくり
- ・ 地域住民やNPO、ボランティアによる支援・協力体制の整備

○ 障がいのある人の役割

- ・ 社会経済活動、地域活動への積極的な参加
- ・ 主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

○ 企業の役割

- ・ 障がいのある人の雇用に向けての積極的な取り組み
- ・ 組織を活用した積極的なボランティア活動の展開
- ・ 製品、事務所・店舗等建物、交通等に関するユニバーサルデザインの推進
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

○ 医療・福祉関係機関の役割

- ・ 情報の提供、相談支援
- ・ 地域のニーズに応じたサービスの展開、開発
- ・ 人材の育成

○ 市の役割

- ・ 国や県、盛岡広域圏障害者自立支援協議会、盛岡市自立支援協議会との連携

- ・ サービス基盤の整備
- ・ 相談支援，サービス利用に関するニーズの発見，サービス調整
- ・ 福祉サービス等の適正実施に関する指導
- ・ バリアフリー※・ユニバーサルデザインの推進
- ・ 市民・企業・関係機関との連携，協働
- ・ 障がいのある人の生活状況，ニーズの把握のための当事者及び関係団体等との定期的な意見交換の実施
- ・ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく物品等の調達
- ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の率先実施

2 計画の評価

この計画の推進にあたっては，その実効性を確保するため，盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会へ実施状況を毎年報告するとともに，本計画を平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの前期計画として中間年度に実施状況の調査等確認・評価を行い，修正・変更を加えて，平成32年度（2020年度）から平成36年度（2024年度）までを後期計画として実施します。

資料編

【資料】アンケート結果

I 障がい者理解の促進

表 1

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

N=1445

(%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	5.7 (7.3)	11.1 (21.8)	16.0 (18.3)	2.6 (2.4)	24.1 (-)	7.8 (9.4)
時々ある	28.4 (20.0)	43.7 (33.3)	38.9 (34.2)	19.5 (8.5)	48.3 (-)	31.5 (22.3)
まったくない	55.9 (72.7)	25.3 (44.8)	37.7 (45.5)	74.0 (89.0)	24.1 (-)	50.2 (46.4)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から] (未回答あり)

※ () 内は平成20年度実施の人数 (発達障がい者については20年度実施せず)

表 2

Q あなたは、日常生活において身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方とどの程度接する機会がありますか。

(%)

	平成 20 年度			平成25年度
	身体	知的	精神	障がい者
毎日	11.0	4.9	5.3	14.6
週に数回	8.8	6.0	3.2	11.4
月に数回	13.8	6.7	5.7	8.8
年に数回	23.0	20.1	11.3	22.3
ほとんどない	42.4	55.5	67.5	42.1

[平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から]

※平成25年度は障がい者まとめた回答

表 3

Q あなたは、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために何が必要だと考えますか
(2つ以内で複数回答可：上位5項目のみ記載)

(%)

	平成20年度	平成25年度
学校での福祉教育の充実を図ること	43.1	38.2
障がい者が生活できるよう、環境整備を図ること	-	34.5
日常生活で障がい者と接する機会が多くなること	36.4	25.3
企業などが積極的に福祉活動に携わること	22.3	23.8
マスコミを通じて障がい者の生活をよく知ってもらうこと	20.8	19.1

[平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から]

※平成25年度は障がい者まとめた回答

表4

Qあなたは、障がい者の福祉に関心がありますか。(%)

	平成20年度	平成25年度
非常に関心がある	17.7	18.0
ある程度関心がある	51.6	45.5
どちらともいえない	19.7	21.2
あまり関心がない	9.2	11.2
まったく関心がない	1.8	2.1

〔平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

II 相談支援体制の充実

表5

Qあなたの相談内容や不安に思っていることはどのようなことですか。

(3つ以内で複数回答可)

(%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
健康のこと	61.9 (75.6)	44.7 (48.7)	54.9 (58.8)	79.2 (19.2)	20.7 -	59.0 (71.3)
経済的なこと	39.0 (50.7)	22.6 (35.9)	61.7 (56.3)	48.1 (50.6)	41.4 -	39.9 (50.0)
家庭・家族のこと	18.2 (22.4)	15.3 (12.8)	19.1 (22.7)	27.3 (21.3)	10.3 -	18.3 (21.0)
進路・就職・仕事のこと	2.9 (5.9)	6.8 (22.4)	12.3 (14.3)	9.1 (9.0)	44.8 -	5.7 (9.1)
住居のこと	5.8 (6.6)	4.2 (3.2)	10.5 (12.6)	5.2 (4.5)	3.4 -	6.0 (6.7)
結婚のこと	1.3 (1.0)	3.2 (5.1)	8.6 (6.7)	6.5 (2.2)	13.8 -	2.9 (2.0)
将来のこと	17.8 (19.4)	47.9 (50.6)	45.7 (38.7)	28.6 (25.8)	62.1 -	26.4 (24.8)
生きがいのこと	6.9 (14.0)	4.7 (7.7)	12.3 (15.1)	10.4 (6.7)	17.2 -	7.6 (12.8)
身の回りの世話のこと	20.6 (28.5)	27.9 (33.3)	6.8 (16.0)	1.3 (18.0)	6.9 -	18.7 (26.6)
友人のこと	0.7 (1.1)	2.1 (2.6)	1.2 (3.4)	0.0 (0.0)	6.9 -	1.0 (1.4)
職場や近所などの人間関係のこと	3.0 (2.2)	7.4 (10.3)	5.6 (10.1)	5.2 (4.5)	13.8 -	4.2 (4.0)
災害・火災・防犯のこと	11.0 (14.0)	8.9 (5.8)	2.5 (5.0)	5.2 (3.4)	6.9 -	9.4 (11.4)
その他	2.5 (2.0)	3.2 (8.3)	3.1 (5.9)	2.6 (1.1)	3.4 -	2.7 (3.0)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

表6

Q あなたが主に相談する相手はどなたですか。(3つ以内で複数回答可) (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
同居の家族	60.1 (67.1)	71.1 (56.2)	52.5 (49.2)	68.8 (77.5)	69.0 -	61.3 (65.7)
その他の親族	21.0 (21.3)	5.8 (11.1)	21.0 (13.1)	31.2 (20.2)	20.7 -	19.5 (19.5)
岩手県福祉総合相談センター職員	3.0 (2.9)	5.3 (4.3)	3.1 (4.1)	1.3 (1.1)	6.9 -	3.3 (3.2)
市役所職員	8.8 (20.6)	10.5 (23.5)	11.1 (18.9)	1.3 (2.2)	6.9 -	8.9 (19.1)
保健所職員	0.8 (1.2)	0.5 (0.6)	1.2 (1.6)	1.3 (6.7)	0.0 -	0.8 (1.6)
サービス提供事業者(施設職員等)	10.8 (14.1)	44.7 (40.7)	13.0 (13.9)	3.9 (3.4)	3.4 -	15.0 (16.0)
身体や知的の障害者相談員	4.0 (2.7)	7.4 (8.0)	0.6 (2.5)	0.0 (0.0)	6.9 -	3.9 (2.7)
障害者相談支援事業者	3.4 (3.6)	5.8 (3.7)	8.0 (10.7)	1.3 (0.0)	10.3 -	4.3 (3.9)
民生委員	6.7 (7.3)	1.6 (2.5)	2.5 (7.4)	1.3 (1.1)	0.0 -	5.1 (5.7)
知人・友人・ボランティア	14.5 (14.6)	13.7 (18.5)	14.2 (17.2)	35.1 (20.2)	31.0 -	15.8 (15.8)
医師・看護師・医療スタッフ	22.6 (41.6)	11.6 (16.0)	55.6 (59.0)	37.7 (50.6)	41.4 -	26.0 (41.2)
学校の先生	0.1 (1.7)	1.1 (13.6)	0.0 (0.0)	0.0 (2.2)	10.3 -	0.4 (2.8)
同じ障がいや病気の人	5.4 (5.5)	7.4 (6.2)	6.8 (9.8)	0.0 (4.5)	10.3 -	5.6 (5.7)
その他	3.9 (3.3)	3.7 (9.3)	4.9 (1.6)	3.9 (4.5)	3.4 -	3.9 (3.9)
相談できる人はいない	6.2 (5.4)	4.7 (4.3)	4.9 (8.2)	9.1 (5.6)	0.0 -	5.9 (5.3)
相談ごとはない	5.7 (3.1)	1.6 (1.2)	3.7 (2.5)	5.2 (3.4)	0.0 -	4.8 (2.8)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ ()内は平成20年度実施の人数(発達障がい者については20年度実施せず)

V 社会参加・交流の促進

表7

Q 日ごろどれくらい外出しますか？ (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
ほぼ毎日	38.9 (34.1)	79.5 (67.5)	34.0 (28.8)	64.0 (-)	69.0 (-)	45.6 (38.4)
週に2・3回程度	29.7 (30.5)	6.8 (13.3)	30.9 (34.7)	20.8 (-)	20.7 (-)	26.2 (28.9)
週に1回程度	11.3 (11.6)	3.2 (6.0)	11.1 (13.6)	6.5 (-)	0.0% (-)	9.8 (11.1)
月に2回程度	9.7 (8.8)	3.7 (6.0)	11.1 (11.0)	5.2 (-)	0.0 (-)	8.7 (8.5)
まったく外出しない	4.9 (15.0)	3.7 (7.2)	6.8 (11.9)	0.0% (-)	10.3% (-)	4.8 (11.4)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の割合 (特定疾患患者及び発達障がい者については平成20年度実施せず)

表8

Q スポーツや趣味の活動を行っていますか？ (%)

	身体	知的	精神	発達	全体
活動をしている	22.5 (18.1)	32.6 (24.5)	21.0 (24.8)	31.0 (-)	23.9 (20.8)
今後したい	7.7 (13.3)	5.8 (21.4)	11.7 (15.4)	20.7 (-)	8.2 (15.3)
活動していない (活動したいと思わない)	40.4 (18.5)	45.8 (20.8)	52.5 (29.1)	31.0 (-)	42.4 (20.1)
障がいのためできない	26.0 (50.1)	14.2 (33.3)	10.5 (30.8)	17.2% (-)	22.4 (43.8)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の割合 (発達障がい者については平成20年度実施せず)

表9

Q 地域の行事に参加していますか？ (%)

	身体	知的	精神	発達	全体
よく参加している	6.9 (6.2)	3.8 (3.0)	- (1.7)	3.4 (-)	6.3 (5.8)
ときどき参加している	25.6 (22.4)	14.2 (15.6)	- (9.3)	24.1 (-)	23.8 (21.0)
ほとんど参加していない	36.5 (37.7)	37.2 (40.7)	- (38.1)	31.0 (-)	36.5 (38.8)
参加したことがない	31.0 (33.6)	44.8 (40.7)	- (50.8)	41.4 (-)	33.5 (34.3)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の割合 (発達障がい者については平成20年度実施せず)

VI 就労・経済的自立への支援の充実

表10

盛岡岡公共職業安定所管内障がい者雇用状況

	法定雇用率	盛岡職業安定所管内雇用状況			実雇用率 (参考)	
		常用労働者	障がい者数	実雇用率	岩手県	国
平成23年	1.80%	60,736人	1,010.5人	1.66%	1.66%	1.65%
平成24年	1.80%	62,087人	1,046人	1.68%	1.68%	1.69%
平成25年	2.00%	66,013人	1,150人	1.74%	1.74%	1.76%

※ 「障がい者数」については、精神障がい者である短時間労働者は0.5人でカウントされる。
 (盛岡公共職業安定所 各年6月1日現在 (調査対象は常用労働者56人以上の事業所))

表11

Q 現在収入 (施設からの工賃を含む) をともなう仕事をしていますか? N=1445 (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
している	19.7 (14.9)	52.1 (33.1)	22.8 (24.2)	58.4 (40.2)	17.2 —	26.3 (19.9)
していない	38.1 (39.9)	38.1 (30.2)	72.2 (56.3)	39.0 (31.5)	34.5 —	41.9 (38.3)
未回答	42.2 (45.2)	9.5 (36.6)	4.9 (19.5)	2.6 (28.3)	48.3 —	31.8 (41.7)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の人数 (発達障がい者については20年度実施せず)

表12

Q あなたが今後充実してほしい障がい者施策は何ですか。

(3つ以内で複数回答可：各障害上位5項目のみ記載。)

(%)

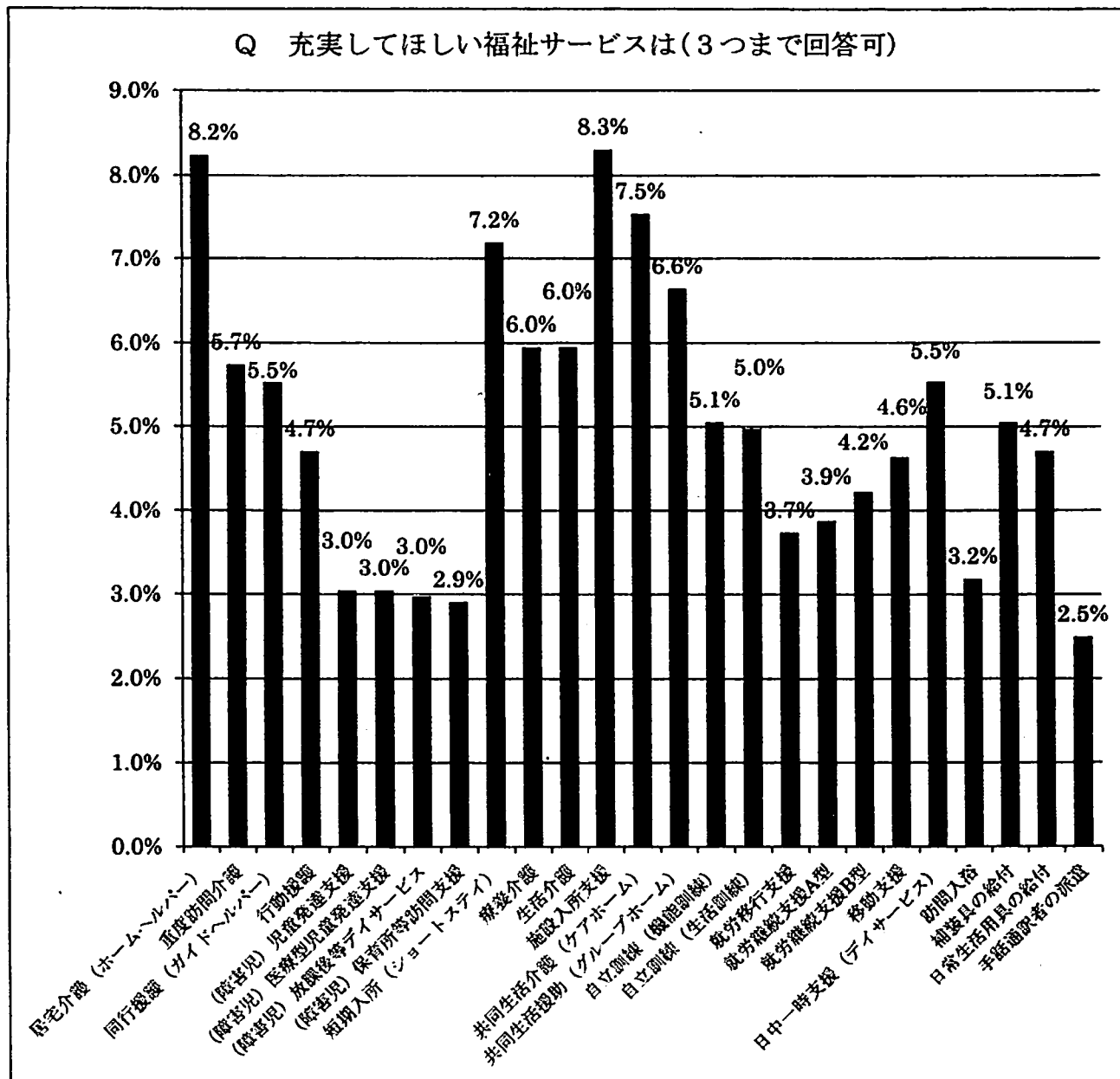
施策名	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
啓発や福祉教育の充実	25.1 (21.6)	32.1 (24.1)	35.8 (32.5)	23.4 (13.3)	41.1 —	27.5 (22.3)
情報提供	35.7 (34.4)	27.4 (18.4)	24.1 (20.5)	32.5 (27.7)	27.6 —	32.9 (31.1)
入所施設の充実	30.6 (8.7)	44.7 (14.6)	17.9 (19.7)	24.7 (9.6)	13.8 —	30.4 (10.5)
雇用・就業の促進	13.8 (14.8)	10.5 (26.2)	22.2 (26.1)	6.5 (12.7)	62.1 —	14.9 (11.9)
生活の場の確保	6.3 (2.7)	34.7 (17.1)	16.0 (14.5)	7.8 (6.0)	13.8 —	11.3 (10.6)
教育・療育の充実	2.3 (3.2)	5.3 (10.8)	4.3 (2.6)	5.2 (3.6)	34.5 —	3.7 (5.7)
移動支援の充実	23.7 (12.6)	13.2 (11.4)	21.6 (8.5)	57.1 (9.6%)	20.7 —	23.8 (8.2)
医療費の軽減	34.3 (33.1)	25.8 (21.5)	40.7 (27.4)	53.2 (43.4)	44.8 —	35.2 (11.4)
所得保障の充実	42.6 (33.3)	43.7 (25.3)	61.7 (29.1)	3.9 (28.9)	69.0 —	43.3 (32.0)
交通運賃の割引	0.0 —	0.0 —	37.7 —	0.0 —	0.0 —	4.2 (-)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

Ⅶ 障がい福祉サービスの充実

図 1



IX ひとにやさしいまちづくりの促進

表13

Q 外出の際に困ることは何ですか？

(%)

	平成20年度	平成25年度
利用できる交通機関がない	8.8	5.3
道路や建物に階段や段差が多い	23.9	19.0
歩道上の障害物（駐輪自転車等）	8.4	6.6
利用する建物の設備が不備	13.3	9.5
車などに危険を感じる	20.9	10.7
介助者がいない	9.0	5.1
コミュニケーションがとりにくい	11.9	8.5
タクシーなどの経費	28.1	17.4
その他	8.4	4.4
特にない	31.4	27.2

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

表14

Q 緊急に避難するとき、不安に感じることは何ですか？

(%)

	平成20年度	平成25年度
自分ひとりで動けない	37.2	22.9
頼れる人がそばにいない	12.2	12.2
避難場所がどこかわからない	11.6	13.5
避難場所までの移動手段の確保	26.4	17.4
避難場所での生活	38.5	44.4
避難場所での医療体制・医薬品確保等	29.7	29.3
家族・親類等との連絡方法	18.7	22.8
災害や避難情報の入手	11.0	9.0
避難場所での視覚障がい者に配慮した情報の提供	-	6.0
その他	2.9	2.7
特にない	13.4	8.6

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

X 障害者の差別解消及び権利擁護の推進

表15

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。
(未回答あり) (％)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	5.7 (7.3)	11.1 (21.8)	16.0 (18.3)	2.6 (2.4)	24.1 (-)	7.8 (9.4)
時々ある	28.4 (20.0)	43.7 (33.3)	38.9 (34.2)	19.5 (8.5)	48.3 (-)	31.5 (22.3)
まったくない	55.9 (72.7)	25.3 (44.8)	37.7 (45.5)	74.0 (89.0)	24.1 (-)	50.2 (68.3)

[平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

盛岡市障がい者福祉計画

平成27年 月

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

電話 019-651-4111 (代表)

E-mail shogai@city.morioka.iwate.jp

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>
